参考資料１

平成１７年度第１回器具省令関係基準分科会議事録

１．日　時　　平成１７年１１月２２日（火）　１４：００～１７：００

２．場　所　　虎ノ門パストラル　本館８Ｆ　みずき

３．出席者（敬称略、順不同）

主　査　小川
委　員　渡邉、三角、内倉、北條、増田、磯野、榎本
協　会　丸山、北出、永井、加藤、高橋
説明者　水田、下嶋
ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞ　宗形、加藤

４．配布資料

資料６　器具省令関係基準専門委員会名簿
資料７　技術基準策定組織の変更について
資料８　平成１７年度第１回器具省令関係基準専門委員会議事録(案)
資料９　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）技術基準(KHKS 0733）の改正提案に対する意見
資料10　大口径燃焼器接続用継手付ホースに係る技術基準の整備について
資料11　液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース技術基準(KHKS 0721)改正案新旧対照表
資料12　液化石油ガス用継手金具付低圧ホースに係る技術基準の改正について
資料13　液化石油ガス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS 0709)改正案新旧対照表
資料14　自記圧力計の呼称変更に伴う自記圧力計に係る技術基準の改正について
資料15　液化石油ガス用自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準(KHKS 0713)改正案新旧対照表
資料16　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）技術基準（Ｓ０７３３）改正案新旧対照表及び液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（ＳＢ型）技術基準（Ｓ０７３７）改正案新旧対照表
参考１　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）の改正提案内容等について
参考２　液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）技術基準（KHKS 0733）
参考３　液化石油ガス燃焼器接続用ホース技術基準(KHKS 0721)改正案
参考４　液化石油ガス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS 0709)改正案
参考５　液化石油ガス用自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準(KHKS 0713)改正案

５．議事

5-1. 高圧ガス保安協会挨拶

5-2. 新委員の紹介

5-3. 小川主査挨拶

5-4. 資料７に基づき技術基準策定組織の変更について事務局より説明を行った。主な質疑事項及び確認事項は以下のとおり

・当分科会とバルク関係基準分科会で検討する内容の棲み分けはどのようになっているのか。

→当分科会では、ガスメータ、調整器、自記圧力計等の液化石油ガス器具、検査機器に関する技術基準等の検討を行う。バルク関係基準分科会では、バルク貯槽本体・附属機器等に関する技術基準及びバルク供給システム全般に関する技術基準（バルク貯槽移送基準等）の検討を行う。

5-5. 資料８に基づき前回議事録(案）を通読により確認し、了承された。

5-6. 参考資料１に基づき、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（Ｓ型）の改正提案内容等について事務局より説明を行った後、資料９に基づき当該改正提案に対する意見について(社)日本エルピーガス連合会、(社)全国エルピーガス卸売協会、日本ガスメーター工業会より説明を行った。

上記説明の後、流量式微少漏洩検知日数の短縮、使用時間遮断時間の手動設定機能の追加及び使用時間遮断の延長機能の追加について各々審議し、採決を行った。

(1)流量式微少漏洩検知日数の短縮の提案について

①主な質疑事項及び確認事項は、以下のとおり

・流量式微少漏洩検知日数の短縮については反対意見がない。使用時間遮断時間に関しては、賛否両論があり明確な方向性が見えてこないことから、日本ガスメータ工業会等から、今後、提出される新規提案と併せて検討したらどうか。

・日本ガスメータ工業会提出の意見書で、「ガス事業者の責任によって判断し、初期の３０日間を短く変更するのであれば、問題は少ない」と記載されているが、ガス事業者の責任とは何か。

・検知日数を短縮した場合に、誤報もあり得ることを認識して、検知日数を設定していただきたいとの主旨である。

・検知日数を短縮することは、安全サイドへの設定であり問題はない。

・流量式微少漏洩検知の機能は、漏洩の可能性があることを表示し、集中監視システムに接続されている場合にはその内容を集中監視センタに連絡するものである。現状では、流量式微少漏洩検知が表示された後に、漏洩試験、修理等実施し、再度、流量式微少漏洩検知表示が出るか否かを再確認する場合、３０日間必要となる。今回の提案どおり、検知日数が短縮された場合、前述の再確認に要する時間は短縮されることになる。

・今回の提案項目以外にも、日本ガスメーター工業会で検討している提案がある。

それらをまとめて検討した上で、必要な項目を改正したらどうか。提案項目が一つだけが認められた場合、その都度、ソフト変更等の対応が必要となってくる。

検知日数の短縮について、特に急ぐ必要はないのではないか。

・高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所の研究結果を踏まえて、実施するとの意見がある。技術基準は、時代の変化に対応し、良いものは早く出していく必要があり、技術基準が進歩の妨げになってはいけない。
・メータ交換のピークがくる。メータ交換が行われた後は、１０年間交換されないことから、良い機能については、早期に追加していく必要がある。
・前回議事録に、高圧ガス保安協会のスタンスとして、適時適切に改正に対応することが記載されている。
・今後とも高圧ガス保安協会は、適時適切に技術基準を改正していく。
・高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所で実施している研究は、いつ終了するのか。
・平成１８年度に終了する。当研究では、新しい消費機器として、一般住宅等で長時間使用される床暖房やＧＨＰ､電子制御機能を搭載した大型瞬間湯沸器を使用する世帯、独居老人世帯等と標準世帯での消費パターン等について、３地域（寒冷地域、温暖地域、標準地域）で、消費機器のガス消費パターン、ガス消費時の配管圧力及び配管温度を時系列的に収集している。
・流量式微少漏洩検知時間の短縮についての提案が、安全サイドに働く内容ならば技術基準に取り入れるべきである。

②採決

流量式微少漏洩検知日数の短縮の提案について十分な審議を行った後、当該提案について採決をとることとし、採決をとることについて挙手により出席者過半数の同意を得た。当該提案について、採決を実施したところ賛成６人・反対１人となり、分科会委員の過半数の賛成を得たため当該提案は可決された。なお、反対理由は下記のとおり

（反対理由）

流量式微少漏洩検知日数の短縮の提案については、反対ではない。

しかし、現在、当該提案項目以外にも日本ガスメーター工業会で検討している提案がある。よって当該提案のみの改正ではなく、その提案も追加検討した上で、賛成を得られた項目をまとめて改正するのがよい。

(2)流量式微少漏洩検知日数の短縮の改正案について

流量式微少漏洩検知日数短縮の提案の可決の後、事務局より流量式微少漏洩日数の短縮に関するマイコンS・SB技術基準改正(案）を提示した。

①主な質疑事項及び確認事項は、以下のとおり

・技術基準を改正するのに伴い、インターフェース統一仕様も同時に変更してほしい。
・当該仕様変更については、技術基準の改正に並行して日本ガスメータ工業会で検討していただきたいと考えている。
・改正提案では、３日以上３０日以内の任意の日数であったのが、改正案では、３０日以内の任意の時間となっている理由は。
・電子式メータの表現と併せている。検知時間短縮は、微少漏洩を検知する観点からは安全サイドであるため、改正案の表記とした。ただし、検知時間の短縮は、誤報の可能性も有することから、適切な設定が必要になってくる。

②採決

流量式微少漏洩検知日数の短縮の改正案について十分な審議を行った後、当該改正案について採決をとることとし、採決をとることについて挙手により出席者過半数の

同意を得た。

当該改正案について、採決を実施したところ賛成６人・反対１人となり、分科会委員の過半数の賛成を得たため当該改正案は可決され、液化石油ガス規格委員会に上申することとなった。

(3)使用時間遮断時間の手動設定機能追加の提案について

①主な質疑事項及び確認事項は、以下のとおり

・当該提案が危険サイドに行くならば基準に取り入れてはならない。
当該提案を必要する消費者は限られていることから、説明書に当該内容を記載する等により対応することは可能か。
・取扱説明書を必ず添付することから、当該説明書に記載できないこともない。
・危険サイドの内容であるならば追加することには問題がある。手動設定しなければならない消費者の割合はどの程度か。
・数万件の消費者を保有している販売事業者において、年間数百件と聞いており、手動設定の対象者となる消費者の割合は、１％未満と考えている。
・先程当該改正提案に対する意見で述べたとおり、(社)日本エルピーガス連合会としては､高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所の研究結果を踏まえてご検討いただきたい。
また、使用時間遮断には、今回の提案以外にも様々な使用形態等があると思われるので、それらを把握した上で検討する必要があるのではないか。
・使用時間遮断時間をいきなり上限にもっていくことには、安全サイドから離れているのではないか。
・マイコンＬは、安全機器として認められており、その値と同等である。
・上限値に設定による利便性の向上を何によって担保するのかが、詰められていない。
流量区分すべてを上限値に固定するのか、それとも一部の流量区分なのか等を、具体的に検討する必要がある。
・マイコンＬからＳになったとき無段階自動設定により高度な保安を目指した。
マイコンＬがあるから、上限値に固定しても良いという展開は、しないでほしい。
使用時間遮断の問題は、増加再学習の機能がうまく作動していないのが原因であり、この点を詰めていく必要があるのではないか。
・今後、高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所の研究成果等を踏まえ詳細に検討していくために、当該提案については継続審議にしたほうが良いと考える。

②採決

使用時間遮断時間の手動設定機能追加の提案について十分な審議を行った後、当該提案を継続審議することについて採決をとることとし、採決をとることについて挙手により出席者過半数の同意を得た。

当該提案を継続審議することについて、採決を実施したところ賛成７人となり、分科会委員の全員の賛成を得たため高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所の研究成果等を踏まえ当該提案を継続審議することとなった。

(4)使用時間遮断の延長機能追加の提案について

①主な質疑事項及び確認事項は、以下のとおり

・使用時間遮断機能の延長機能追加は保安レベルの問題である。ガスメータを使用する

側の意識を含め、制限事項の枠組みを考慮する必要があり、このためデータの収集結果等のバックデータが必要となるのではないか。
・使用時間遮断時間の手動設定機能及び使用時間遮断の延長機能の追加については、同時に考えるべき内容である。
・当機能は、正常にガスを使用しているのにも係わらず、消費者に「ガスを一度止めてください」等のお願いをし、消費者に不便をかけることを避けるための機能である。当機能は、集中監視システムを使用して実施することとなっており、当機能の追加により、集中監視システムの普及も考え得る。
・我々も議論しているなかでは、消費者に不便をかけないことに対しての必要性は認識している。しかし、消費者に不便をかけない方法・手段については問題あるのではないかと考える。例えば、集中監視センタに５分前予告の情報が入ってきた場合、集中監視センタで対応した人間が消費者の家の中をモニタしている訳ではないため、電話対応した消費者がガスを使用しているかどうかを判断できない状態で延長してしまう可能性がある。この延長により、万が一、事故が発生した場合の責任についても考慮に入れるべきではないか。

消費者に不便をかけない方法等については、当提案以外にも対応する方法があると考えられ、今後、知恵を出して行く必要があるのではないか。

また、たびたび使用時間遮断を繰り返す消費者に対して、消費者に確認せずに当機能により延長してしまうおそれもある。

②採決

使用時間遮断の延長機能追加の提案について十分な審議を行った後、当該提案を継続審議することについて採決をとることとし、採決をとることについて挙手により出席者過半数の同意を得た。

当該提案を継続審議することについて、採決を実施したところ賛成７人となり、分科会委員の全員の賛成を得たため高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所の研究成果等を踏まえ当該提案を継続審議することとなった。

5-7. 資料１０に基づき、大口径燃焼器接続用継手付ホースに係る技術基準の整備について資料１１に基づき、液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース技術基準(KHKS 0721)改正案新旧対照表について事務局より説明を行った。

①主な質疑事項及び確認事項は以下のとおり
・大口径の液化石油ガス用継手金具付低圧ホースは今までなかったのか。
→大口径の迅速継手付低圧ホースは、存在していなかった。
・大口径低圧ホースに対する業界の要望は、２５Ａ迄である。
・都市ガスでは、大口径の迅速継手付低圧ホースが現在、使用されている。
・低圧ホースに加える外面加重と曲げ半径の値は妥当か。
→妥当な数値であると考える。

②採決

液化石油ガス燃焼器接続用継手付ホース技術基準(KHKS 0721)改正案について十分な審議を行った後、当該改正案について採決をとることとし、採決をとることについて挙手により出席者過半数の同意を得た。

当該改正案について、採決を実施したところ賛成６人となり、分科会委員の全員の賛成を得たため当該改正案は可決され、液化石油ガス規格委員会に上申することとなった。

5-8. 資料１２に基づき、液化石油ガス用継手金具付低圧ホースに係る技術基準の改正について、資料１３に基づき、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS0709)改正案新旧対照表について事務局より説明を行った。

①主な質疑事項及び確認事項は以下のとおり

・資料１３検査の方法３(9)において、「・・・剥離、割れ、ふくれ等が目視等により確認できないことを確認すること。」と表記されているが、「・・・剥離、割れ、ふくれ等がないことを目視等により確認すること。」に変更した方が、良いのではないか。

→ご指摘通り、変更する。

②採決

液化石油ガス用継手金具付低圧ホース技術基準(KHKS0709)改正案について十分な審議を行った後、当該改正案について採決をとることとし、採決をとることについて挙手により出席者過半数の同意を得た。

当該改正案について、採決を実施したところ賛成５人となり、分科会委員の全員の賛成を得たため当該改正案は可決され、液化石油ガス規格委員会に上申することとなった。

5-9. 資料１４に基づき、自記圧力計の呼称変更に伴う自記圧力計に係る技術基準の改正について、資料１５に基づき、 液化石油ガス用自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準 (KHKS 0713)改正案新旧対照表について事務局より説明を行った。

①主な質疑事項及び確認事項は以下のとおり

・資料１５の１．目的の欄で、改正後は、「自記圧力計（機械式自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式自記圧力計に限る。)」と表記されているが、限定している理由は何か。

・例示基準の改正前には、気密試験を行いその結果を記録する器具として、自記圧力計と電気式ダイヤフラム式圧力計が記載されていた。今回は、例示基準の呼称変更により、自記圧力計→機械式自記圧力計、電気ダイヤフラム式圧力計→電気式ダイヤフラム式自記圧力計となったため、自記圧力計には、２種類あることを記載するために、ご指摘の表記にした。

・液化石油ガス法保安業務告示により、保安機関は自記圧力計を保有しなければならないことになっている。改正前の例示基準において、気密試験で用いる電気式ダイヤフラム式圧力計が、自記圧力計と表記されていないために、保安機関は、気密試験で電気式ダイヤフラム式圧力計を使用しているにもかかわらず、機械式の自記圧力計の保有を指摘されることがあった。今回の例示基準の改正により、電気式ダイヤフラム式圧力計も呼称変更により自記圧力計とされたことにより、保安機関が保有しなければならない自記圧力計として、機械式のものと電気式のものが選択可能となった。

②採決

液化石油ガス用自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計技術基準（KHKS 0713）改正案について十分な審議を行った後、当該改正案について採決をとることとし、採決をとることについて挙手により出席者過半数の同意を得た。

当該改正案について、採決を実施したところ賛成５人となり、分科会委員の全員の賛成を得たため当該改正案は可決され、液化石油ガス規格委員会に上申することとなった。

以上